

**アルゼンチン共和国農産業省と日本国農林水産省との
農業、畜産業、漁業、林業及び食料産業分野に係る協力覚書**

アルゼンチン共和国農産業省及び日本国農林水産省（以下、両者という。）は、

アルゼンチン共和国と日本の間に存在する友情と協力の絆を強化し、相互が裨益する方法で農業、畜産業、漁業、林業及び食料産業に係る幅広く効果的な協力を促進するという願望を共有し、

アルゼンチン共和国と日本との間でこれらの部門に係る民間交流を促進する対話を強化することを決定し、

両国の農業、水産業及び食料産業の共同事業やこれらの分野における潜在的な投資者にとっての共通の関心分野を特定することを通じ、食品、林業及び水産部門における民間の直接的な関係を強化することの重要性を認識して、

以下の通り決定するものとする。

第1項（範囲）

両者は、それぞれの所掌の範囲内において、農業、畜産業、漁業、林業及び食料産業部門の協力を強化するための対話のメカニズムを設置することを決定する。

協力の優先分野は以下を含むものとする。

- ・ 両国の農産品、畜産品、水産品、林産品の政策、需給、生産及び貿易
- ・ 食料安全保障、非関税措置及びその他の両国の共通の関心事項
- ・ 研究及び技術イノベーション
- ・ 上述の分野のビジネス及び投資の促進
- ・ 両者が相互に決定したその他の分野

第2項（合同委員会）

「農業、畜産業、漁業、林業及び食料産業協力に係る合同委員会」は、この協力に係る覚書を実施するために設置され、合同委員会は、この協力枠組による活動調整を行う。

それぞれの代表団は、当局の次官級、局長級または審議官級が務め、政府職員及び技術専門家を含むものとする。両者は、必要と考える場合には民間部門の代表を招くものとする。

合同委員会は、原則として年に1回会合を持つ。会合は、アルゼンチン共和国と日本で交互に開催するものとする。両者は、十分事前に議題、日程及び場所を決定する。

第3項（フォーカルポイント）

両者は、本協力覚書の実施のため、フォーカルポイントを指定する。

- ・アルゼンチン側 アルゼンチン農産業省国際食料関係国別指令所
- ・日本側 農林水産省国際部国際地域課

第4項（実施）

両者は、貿易関連事項に係る協議を含む共同活動を通じ、情報や意見を交換し、前項で規定した協力分野の発展を促進する。

両者は、独立行政法人国際協力機構が実施するプロジェクトを考慮しつつ、第1項で特定された協力分野を実行するための最適な手段を決定する。

第5項（権利及び義務）

本協力覚書は、両者に対し、いかなる国際法上の権利や義務を生じさせるものではなく、両国の既存の二国間の取極に何ら影響を与えない。

第6項（費用）

本覚書は、両者に対し、いかなる財政的な義務を付与するものではない。本協力覚書に係る活動は、各国の各自の資源、法令及び政策に従うものとする。

派遣側の当事者は、代表者又は技術専門家の移動費、宿泊代を負担する。受入側の当事者は、本協力覚書に基づく合同委員会会合を開催するため、ロジスティックに係る調整を行う。

第7項（修正）

本協力覚書への追加又は変更は、両者間の書面による同意により行われる。

第8項（期間）

本協力覚書は署名日に開始し、5年間継続する。その後、いずれかの一方の当事者が他方の当事者に対して終了の日から6ヶ月前までに書面により終了の意思を通知しない限り、自動的にさらに5年間延長される。

これを証するため、それぞれの省により正式に認められた署名者が本覚書に署名した。2017年5月19日 東京において、スペイン語、英語及び日本語による本書二通に署名。解釈に相違がある場合は、英語の本文による。

アルゼンチン共和国農産省のために

日本国農林水産省のために